

「仏暦二五四三年電波法」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

仏暦二五四三年電波法

[電波法は新たな電波行政システムの構築を目指して制定されたもので、二〇〇〇年一月一二日に国会成立をみた]

第一条

この法令を『仏暦二五四三年[西暦二〇〇〇年]周波数割当機関及び無線ラジオ・テレビ放送事業・遠隔通信事業監督法(プララーチャバンヤット・オンコーン・チャットサン・クルーンクワームティー・レ・カムカップ・キチャカーン・ウィタユ・クラチャーイ・シアン・ウィタユ・トラータット・レ・キチャカーン・トラーコムナーコム)』と呼ぶ。

第二条

この法令は官報告示日の翌日から施行する。

第三条

この法令において、

「周波数(クルーン・クワームティー)」とは、発信地から離れ空間に拡散する電波または三〇〇万メガヘルツ以下の電磁波であるヘルツ波を意味する。

「無線遠隔通信(ウィタユ・トラーコムナーコム)」とは、周波数により記号、信号、文字、映像、音、符丁を送信、拡散、着信し、意味を理解させることができる無線通信を意味する。

「無線ラジオ(ウィタユ・クラチャーイ・シアン)」とは、一般人が直接受信できるための周波数による音の発信または拡散を意味する。

「無線テレビ(ウィタユ・トラータット)」とは、一般人が直接受信できるための周波数による映像と音の発信または拡散を意味する。

「遠隔通信(トラーコムナーコム)」とは、有線システム、周波数システム、光線システム、その他の電磁システム、またはその他のシステムにより意味を理解させることができる、記号、信号、文字、映像、音、符丁の送信、拡散、着信を意味する。

「ラジオ放送事業(キチャカーン・クラチャーイ・シアン)」とは、有線システム、周波数システム、光線システム、その他の電磁システム、その他のシステムにより、あるいは複数のシステムにより公共情報または報告をラジオ受信機に発信するサービス事業、あるいは法令により規定されたラジオ放送事業、または合同委員会がラジオ放送事業と規定した事業を意味する。

「テレビ放送事業(キチャカーン・トラータット)」とは、有線システム、周波数システム、光線システム、その他の電磁システム、その他のシステムにより、あるいは複数のシステムにより公共情報または報告をテレビ受信機に発信するサービス事業、あるいは法令により規定されたテレビ放送事業、または合同委員会がテレビ放送事業と規定した事業を意味する。

「遠隔通信事業(キチャカーン・トラーコムナーコム)」とは、有線システム、周波数システム、光線シス

テム、その他の電磁システム、その他のシステムにより、あるいは複数のシステムにより意味を理解させることができる、記号、信号、文字、映像、音、符丁の送信、拡散、着信サービス事業、あるいは法令により規定された遠隔通信事業、または合同委員会が遠隔通信事業と規定した事業を意味する。

「無線通信事業(キチャカーン・ウィタユ・コムナーコム)」とは、遠隔通信上の目的のためだけに、周波数により意味を理解させることができる、記号、信号、文字、映像、音、符丁の送信、拡散、着信事業を意味する。

「手数料(カー・タムニラム)」とは、周波数使用手数料、営業許可書手数料、法令規定または国家ラジオ・テレビ放送事業委員会、国家遠隔通信事業委員会、合同委員会がそれぞれ規定したところに基づく手数料を意味する。

「周波数規定表(タラーン・カムノット・クルーンクワームティー)」とは、規定された条件下に使用するための個別事業、複数事業、または衛星通信事業におけるラジオ放送事業、テレビ放送事業、遠隔通信事業の電波の区域規定を意味する。

「電波図(ペーン・クワームティーウィタユ)」とは、規定された条件下に使用するためのラジオ放送事業、テレビ放送事業、遠隔通信事業の電波帯の規定を意味する。

「電波割当(チャットサン・クワームティー・ウィタユ)」とは、規定された条件下にラジオ放送局、テレビ放送局、遠隔通信局への電波、あるいは周波数規定表または電波図に基づく電波帯使用の許可を意味する。

第三条

この法令において、

「委員(カマカーン)」とは、それぞれ国家ラジオ・テレビ放送事業委員会委員、国家遠隔通信事業委員会委員、合同委員会委員を意味する。

「係官(バナックガーン・チャオナーティー)」とは、それぞれ国家ラジオ・テレビ放送事業委員会、国家遠隔通信事業委員会、合同委員会がこの法令に基づく執行のために任命し、官報で告示した者を意味する。

第四条

この法令にその部分の規定がある、あるいはこの法令の規定に反する、または矛盾する一連の法律、規則、規約があっても、この法令のほうを適用する。

第五条

総理大臣をこの法令の主務大臣とする。

第一章

ラジオ・テレビ事業監督機関

第一節

国家ラジオ・テレビ放送事業委員会

第六条

国王が上院議会の助言に基づき任命する一人の委員長と六人の委員からなる国家ラジオ・テレビ放送事業委員会、略称「コーソーチャー」を設置する。

コーソーチャー事務局長をコーソーチャー書記とする。

第七条

委員はラジオ・テレビ事業、またはラジオ・テレビ事業に益する関係技術、教育、宗教、文化、経済、安全保障、慣習法、地方行事において知識理解及び専門性または経験があることを示す実績または業績を有する者でなければならない。

第八条

委員は以下の資格があり、かつ禁止状態にあってはならない。

- (一) 出生によるタイ国籍を有する。
- (二) 満三五歳以上である。
- (三) かつて国家遠隔通信事業委員会委員または国家ラジオ・テレビ放送事業委員会委員であったことがない。
- (四) 下院議員、上院議員、政治職公務員、地方議会議員、地方行政者でない。
- (五) 政党の役職者でない。
- (六) 不健全な精神異常または痴呆でない。
- (七) 麻薬常習者でない。
- (八) 破産者でない。
- (九) 懲役刑の判決を受けた、または裁判所の令状により拘禁された者でない。
- (一〇) 二年以上の懲役刑判決を受けたことがあり、指名された日に刑の終了から五年が経過していない。ただし過失行為による犯罪を除く。
 - (一一) 背任、過度の悪品行、または公務における不正行為があると見なされたことにより官公庁、政府機関、国営企業、または民間機関から罷免、解任、退任となったことがない。
 - (一二) 異常蓄財により裁判所の判決または命令をもって資産が国庫に没収されたことがない。
 - (一三) 選挙委員会委員、国家会計検査委員会委員、国家汚職防止取締委員会委員、国家人権委員会委員、憲法裁判所司法官、国会オンブズマンではない。
 - (一四) 上院議会により弾劾決議を受けたことがない。

第九条

委員の任命にあたっては、委員に指名するのに適当な人物を選出する義務を有し、以下の者から一

七人で構成される選出委員会を設置する。

(一)総理府代表、国防省代表、文部省代表、科学技術環境省代表、国家安全保障会議事務局代表。

(二)国立高等教育機関のマスコミ学、新聞雑誌学、広報学を教える常勤教員団及び法人格を有し、学士過程で当該学科のある民間の高等教育機関の常勤教員団が互選する四人。

(三)法人であるラジオ・テレビ放送事業における協会代表が一協会につき一人ずつ互選する四人。

(四)広報面における消費者保護の目的を有する、または非営利の公益のための広報を行う法人である民間機関代表が一機関につき一人ずつ互選する四人。

選出委員会委員は委員として指名を受ける権利がない。

選出委員会は一人の委員を委員長に、別の一人の委員を書記に選出する。

コーソーチョー事務局は委員の選出にあたって事務を司る。

第一〇条

委員の選出作業にあたっては以下に従う。

(一)選出委員会は第七条に基づく知識、専門性、経験を有し、第八条に基づく資格を有し、かつ禁止状態にない人物の中から任命を受ける委員数の二倍の人物を選出し、当該人物に関する第七条に基づく適性を有する者であることをはっきりと示す証拠、選出を受けた者の文書による承諾と共に上院議長に提出する。

(二)上院議長は(一)に基づき推薦された者の選出決議のために上院議会を招集する。決議は秘密投票による。その際、最高得票を獲得し、かつ現有上院議員総数の半数以上の票を獲得した者が順に委員に選出されるが、そのように選出された者が定員に満たない場合は、第一次投票で選出されなかった者を対象に上院議員が再度投票する。その場合、最高得票を獲得し、かつ現有上院議員総数の半数以上の得票を得た者が順に委員に選出される。再投票の際に得票が同数の者があり、選出された者が定員を超えてしまう場合は、上院議長が抽選で選出者を決定する。

(三)選出された者がなかった、または選出された者が定員に満たなかった場合は、選出委員会(一)に基づき再度選出し、上院議会の決議のために提出する。

最初の委員選出において選出された委員が定員に達した時、選出された委員全員は会議を開き、一人を委員長に互選し、総理大臣に報告する、総理大臣は任命のためにその旨を国王に奏上する。

第一一条

委員は以下の要件を満たさなければならない。

(一)職位、定期給のある公務員でない。

(二)政府機関、国営企業の職員または雇員でない。地方公務員でない。国営企業または政府機関の理事、顧問でない。

(三)広報事業または遠隔通信事業を行うパートナーシップ、会社、機関の何らかの地位にない、またはパートナーでない。

(四) 委員としての職務に直接的、間接的に利害関係を有する、あるいは相反する職業に就いていない。

上院議会在(一)(二)(三)(四)に基づく人物を選出し、その者が選出から一五日以内に(一)(二)(三)に基づく者であることをやめ、または(四)に基づく職業をやめたと見なすことのできる証拠を示したとき、総理大臣は任命のため国王にその旨を奏上する。もしその者が期限内に辞任しない、または職業をやめないときは、その者は初めから委員に選出されることがないと見なし、新たに代替りの委員の選出作業に入る。

第一二条

委員は同時に国家遠隔通信事業委員会委員を兼任することはできない。

第一三条

委員の任期は国王任命日から六年とし、一期のみとする。

最初の任期において三年が経過した時、コーソーチャーは三人の委員を抽選で選び退任させる。抽選による退任は任期切れによる退任と見なす。

任期切れにより退任する委員は、新たな委員が国王により任命されるまで引き続きその任にとどまる。

旧委員の任期が切れる時、新委員が職務を引き継ぐことができるように、新委員の選出を適当な時期に前もって実施する。

第一四条

任期切れによる退任のほか委員は以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満七〇歳になった。
- (三) 辞任した。
- (四) 第七条に基づく資格を失った、または禁止状態にある。
- (五) 第一一条に違反する行為があった。
- (六) 憲法付属法である汚職防止取締法に基づき上院議会在弾劾を決議した。

第一段落に基づく退任があった時、残りの委員が四人以上であればそのまま職務を遂行し、コーソーチャーは現有委員により構成されるものと見なす。

第一五条

委員長が第一三条に基づき退任し、国王が新委員を任命した場合、あるいは委員長が第一四条に基づき退任した場合、コーソーチャーは会議で一人の委員を委員長に互選し、総理大臣に報告する。総理大臣は委員長の任命のためにその旨を国王に奏上する。

第一六条

委員会が第一四条に基づき退任した時、退任した日から三〇日以内に第九条及び第一〇条に基づく選出作業を開始する。国会閉会中の場合は国会開会から三〇日以内に選出作業を開始する。

第一七条

コーソーチャーの会議は全委員の半数以上の出席をもって成立する。

委員長が会議の議長となるが、委員長がいない、または委員長が出席しなかった、あるいは任務を遂行できないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

会議、決議、またはコーソーチャー、委員の職務遂行の方法はコーソーチャーが規定した規約に従う。

会議において、ある委員が利害関係を有する件について審議するときは、その委員は会議に参加する権利を失う。

職務遂行にあたってコーソーチャーは一人の委員、または複数の委員にコーソーチャーの権限に基づき職務を代行させ、コーソーチャーに報告させる、またはコーソーチャーが委任したところに従い任務遂行させることができる。

第一八条

委員は憲法付属法の汚職防止取締法に基づく高官とする。

国家汚職防止取締委員会に提出する委員の資産及び負債帳簿とその付属書類は、当該帳簿の提出期限日から三〇日以内に速やかに公衆に公開する。

この法令に基づく職務遂行において委員は刑事訴訟法典に基づく捜査官とする。

第一九条

委員は、憲法付属法の汚職防止取締法に基づき、国家汚職防止取締委員会が憲法付属法の汚職防止取締法に基づき個人の利益と公共の利益が相反する事業を営むことを禁止する国官であると規定したところの国官とする。

第二〇条

コーソーチャーはこの法令に基づく、または委任に基づく任務遂行を委任する委員会、小委員会、係官を任命する権限を有する。このとき委員会、小委員会、係官の任務遂行の方法はコーソーチャーの規定に従う。

第二一条

この法令に基づく任務遂行において、コーソーチャー、委員会、小委員会、係官は、政府機関またはある個人に対し、審議に供するため事実関係を示す文面を提出する、証言する、関係証拠を提出するよう命じる権限を有する。

第二二条

委員は勅令で規定されたところに基づき報酬及び職務遂行上の経費を受け取る。

第二〇条に基づく委員会、小委員会の委員の報酬、職務遂行上の経費はコーソーチャーが規定したところに基づく。

第二三条

コーソーチャーは以下の権限を有する。

- (一) 憲法及び国家周波数管理・周波数規定表計画大綱の規定に沿ってラジオ・テレビ事業及び電波図計画の方針を定め、計画大綱を策定する。
 - (二) ラジオ・テレビ事業の形態及び種類を規定する。
 - (三) ラジオ・テレビ電波のための周波数使用の許可を審査し、監督する。
 - (四) ラジオ・テレビ事業の許可を審査し、監督する。
 - (五) 許可に係る原則・方法、条件、または(三)(四)に基づく許可手数料、ラジオ・テレビ事業監督を規定する。
 - (六) ラジオ・テレビ事業を追跡検査し、助言する。
 - (七) ラジオ・テレビ事業において使用される設備技術面での望ましい基準・形態を規定する。
 - (八) ラジオ・テレビ事業におけるネットワーク化の原則・方法を規定する。
 - (九) サービス利用者、サービス提供者双方にとって公正なラジオ・テレビ事業における手数料及びサービス料レート、ネットワーク接続料レートの構造を、特に公共の利益に配慮して規定する。
 - (一〇) サービス利用者が良質のサービスを受けられるようラジオ・テレビ事業を監督し、サービス利用者からの苦情の受理、審理を速やかに、正しく、公正に行うための原則を規定する。
 - (一一) ラジオ・テレビ事業によってもたらされることからの人の権利保護のための基準を、人の名誉、家族または個人の権利、公序良俗に配慮して規定する。
 - (一二) ラジオ・テレビ事業の内部者の承諾下に職業倫理規定に沿った権利保護及び振興のための基準を規定する。
 - (一三) テレビ・ラジオ事業の営業における保護の原則・方法、権利を規定する。
 - (一四) 継続的なラジオ・テレビ事業の研究開発を振興する。
 - (一五) コーソーチャー事務局の設置、人事、予算、財務、その他の業務に係る規則を制定する。
 - (一六) コーソーチャー事務局の支出予算、及び第二七条に基づく基金納入金を許可する。
 - (一七) 内閣、下院議会、上院議会に年に少なくとも一回提出し、一般公開するコーソーチャーの業績報告書を作成する。
 - (一八) 国内及び国際ラジオ・テレビ事業に係る意見または助言、ラジオ・テレビ事業に係る法律の制定、改正、廃止を内閣に具申する。
 - (一九) この法令またはその他の法令がコーソーチャーの権限であると規定したところに基づくその他の職務遂行。
- 第一段落に基づく権限の執行に資するためコーソーチャーは規則、規約、布告、命令、規定を制定す

る権限を有する。

規則、規約、布告、命令、規定は官報告示時に一般に適用することができる。

(二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)に基づく執行は、この法令で特に規定されている場合を除き、ラジオ・テレビ放送事業法に従わなければならない。

第二四条

ラジオ・テレビ事業計画大綱の策定において、執行の方向性として使用するため、当該事業の周波数使用許可、営業許可の方向を定めなければならない。

コーソーチャーは第一段落に基づく計画大綱に沿った業績を評価し、常時変化する事実と一致した良質なラジオ・テレビ事業の周波数使用と営業に資するため、当該計画大綱を改定していかなければならない。

ラジオ・テレビ事業計画大綱の策定において、コーソーチャーは公衆、事業者、関係政府機関の意見を聴取する。このときコーソーチャーが規定した原則・方法に従う。

ラジオ・テレビ事業計画大綱は官報で告示する。

第二五条

ラジオ・テレビ事業のための周波数使用許可は、教育、文化、国家安全保障、その他の公共利益面での国家レベル、地域レベルにおける公衆の最高の利益、及び公正な自由競争を考慮しなければならない。公共のための国家通信資源として相応しい、様々な面での事業における配分形態をもって執行されなければならない。

第二六条

ラジオ・テレビ事業計画大綱の策定、当該事業の営業許可において、国家レベルの公共の利益のために、少なくとも以下の内容が含まれていなければならない。

- (一) 教育、宗教、美術、文化。
- (二) 科学、技術、環境。
- (三) 農業その他の職業振興。
- (四) 国家安全保障。
- (五) 政府と公衆間の理解促進のための情報伝達。
- (六) 国会と公衆間の理解促進のための国会情報の伝達。
- (七) 国王を君主とする民主主義統治に係る公衆への啓蒙のための情報伝達。

ラジオ・テレビ事業計画大綱の策定、及び当該事業の営業許可において、地域レベルの公共の利益のために、様々な開発のための公共情報の伝達、地域住民間の理解を促進するのに十分な県ラジオ放送局、テレビ放送局がなければならない。

コーソーチャーは県内の様々な職業の住民代表を組織し、コーソーチャーの権限に基づく執行において提言させる。

ラジオ・テレビ事業計画大綱及び当該事業の営業許可は、政府部門、民間部門、住民部門の望ましい比率を考慮し、住民部門には二〇%以上の周波数割当がなければならない。住民部門の準備ができていない場合、コーソーチャーは住民部門が規定に沿った周波数を使用する機会が持てるよう支援する。

住民部門への周波数割当及び住民部門の周波数使用支援のために、コーソーチャーは周波数割当及び周波数使用支援を受ける住民部門の形態、少なくともその住民部門が公共の利益を目的とし、利益を追及しない形での、割当を受けた周波数を使用する形態にかかる原則を規定する。

第二七条

周波数使用許可書、ラジオ・テレビ事業営業許可書の発行原則の規定及び審査は、とくに第二五条に規定された公共の利益を考慮する。

コーソーチャーは第一段落に基づく許可書手数料を規定する権限を有する。コーソーチャーは、コーソーチャーに対し自身の事業が公共の利益のためで事業上の利益を追及しないことを示した許可書申請者に手数料を減免する。このときコーソーチャーが規定した様式に従う。

コーソーチャーは第二段落に基づく手数料の一部を、第三一条に基づく公共の利益のためのラジオ・テレビ事業開発基金、国家教育基本法に基づく教育技術開発基金に納入する。

第二八条

周波数使用許可書及びラジオ・テレビ事業営業許可書は許可書取得者に与えられた権利であり、譲渡することはできない。

ラジオ・テレビ事業のために周波数使用許可書を取得した者は、自ら事業を営まなければならない。時間帯を割いて他者に放送事業を行わせる場合は、コーソーチャーが規定した原則・方法に従う。

第二九条

ラジオ・テレビ事業における周波数使用、及び周波数使用監督はこの法令及びラジオ・テレビ放送事業法または他の法令に従う。

ラジオ・テレビ事業のための周波数使用許可書取得者で、コーソーチャーが規定した期限内にその周波数を使用した事業を営まなかった者、または目的を逸脱した事業に周波数を使用した者、周波数使用事業の条件に従わなかった者は、コーソーチャーが是正のための解決をはかる、またはコーソーチャーが規定した原則・方法、あるいは法令の規定に基づき周波数使用許可書を返還するよう命じる。

第三〇条

ラジオ・テレビ事業の営業、及び当該事業の監督はこの法令及びラジオ・テレビ放送事業法に従う。

ラジオ・テレビ事業の営業許可書取得者で、コーソーチャーが規定した期限内にその事業を営まなかった者、または目的を逸脱した事業を営んだ者、事業条件に従わなかった者は、コーソーチャーが是正のための解決をはかる、またはコーソーチャーが規定した原則・方法、あるいは法令の規定に基づき許

可書を返還するよう命じる。

第三一条

コーソーチャー事務局内に、公共の利益のためのすべてのラジオ・テレビ事業、ラジオ・テレビ事業の研究開発、ラジオ・テレビ事業における人材開発を支援する目的を有し、以下から構成される「公共の利益のためのラジオ・テレビ事業開発基金」と呼ぶ一つの基金を設置する。

- (一) 政府が割り当てる初期資本。
- (二) コーソーチャーが第二七条に基づき納入する手数料。
- (三) 基金納入のために何らかの者が差し出した金銭及び資産。
- (四) 基金の利得及び収入、ラジオ・テレビ事業における研究開発より生じた報酬からの利益。
- (五) 基金のものとなったその他の金銭及び資産。

基金の運用及び基金の目的に沿った業務支援のための資金配分はコーソーチャーが規定した原則・方法に従う。

第二節

国家ラジオ・テレビ放送事業委員会事務局

第三二条

略称を「コーソーチャー事務局」と呼ぶ、法人である政府機関で、コーソーチャー委員長の監督下に置かれる国家ラジオ・テレビ放送事業委員会事務局を設置する。

コーソーチャー事務局の業務は、労働保護法、労働関係法、社会保障法、補償基金法の適用下には置かれない。

第三三条

コーソーチャー事務局はコーソーチャーの一般職務に係る権限とともに以下の権限を有する。

- (一) コーソーチャーの事務業務。
- (二) 法令またはコーソーチャーの規定に基づく種々の手数料の受け取り。
- (三) ラジオ・テレビ事業に係る苦情をコーソーチャーに取り次ぐための受理。
- (四) コーソーチャーの職務に益するラジオ・テレビ事業に係るデータ、ラジオ・テレビ事業サービス需要予測、各地区でのサービス利用者数、及びその他のデータの調査分析と、当該データに係る支援及び提言。
- (五) コーソーチャーが委託したその他の業務。

第三四条

コーソーチャーはとくに以下の件について、コーソーチャー事務局の一般業務、人事、予算、財務、その他の業務に係る規則または布告を制定する権限を有する。

- (一) コーソーチャー事務局内部の職務配分と当該部署の職務範囲規定。
- (二) コーソーチャー事務局長、職員、雇員の職位、月給、その他の報酬の規定。月給、その他の報酬の支給規定。
- (三) コーソーチャー事務局長、職員の資格、選定、配置、任命、試用、配置換え、異動、昇級、退任、帰休、職務規定、職務規定違反に対する考査及び罰則、苦情申立、不服申立、罰則の規定。及びコーソーチャー事務局の雇員の雇用における方法・条件の規定。
- (四) コーソーチャー事務局長、職員の職位における代行、職務代行。及びコーソーチャー事務局長が第三七条、第三八条に基づき退任した場合の代行。
- (五) コーソーチャー事務局の職員、雇員の制服、着衣規定。
- (六) コーソーチャーの職務に益する専門家の雇用及び任命とその報酬。
- (七) コーソーチャー事務局の予算、資産の運用管理、調達。
- (八) コーソーチャー事務局の職員、雇員に対する福利厚生。

第三五条

コーソーチャー事務局に、事務局の業務に責任を有し、委員長に直属し、事務局の職員、雇員を統括するコーソーチャー事務局長一人を置く。

コーソーチャー事務局の外部者に係る業務において、コーソーチャー事務局長は事務局の代表者とする。コーソーチャー事務局長はいずれかの者に業務を代行させる権限を有する。このとき官報告示されたコーソーチャーの規定に従わなければならない。

第三六条

委員長はコーソーチャーの承認下にコーソーチャー事務局長を任免する。

コーソーチャー事務局長は任命時に満三五歳以上でなければならない。過去にコーソーチャー事務局長だったことがなく、第八条に基づく資格を有し、かつ禁止様態がなく、コーソーチャーが規定したその他の資格を有していなければならない。

第三七条

コーソーチャー事務局長の任期は一期五年とし、再任されることができ、二期までとする。

第三八条

コーソーチャー事務局長は第三七条に基づく任期切れによる退任のほか、以下の時に退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 満六〇歳となった。
- (三) 辞任した。
- (四) 破産者となった。
- (五) 確定判決で拘禁刑を受けた。

(六) 第三六条第二段落に基づく資格を欠いた、または禁止様態にある。

(七) 著しい能力欠如、背任、職務遂行不能により、コーソーチャーが全委員の三分の二以上の賛成をもって解任を決議した。

第三九条

コーソーチャー事務局長及び事務局職員は憲法附属法の汚職防止取締法に基づく国官とする。

コーソーチャー事務局長は憲法附属法の汚職防止取締法に基づく高官とする。

この法令に基づく職務遂行において、コーソーチャー事務局長、事務局職員は刑事訴訟法に基づく捜査官とする。

第四〇条

コーソーチャー事務局の収入は以下からなる。

(一) コーソーチャー及びコーソーチャー事務局の権限に基づく執行により得た収入または利得。

(二) コーソーチャー事務局の資産から得た収入。

(三) コーソーチャー事務局の業務に使用するため、コーソーチャーが規定した規則に従い寄付者がコーソーチャー事務局に寄付した金銭及び財産。

(四) 政府が配分した一般補助金。

(一) に基づくコーソーチャー事務局の収入は、コーソーチャー及びコーソーチャー事務局の業務のための支出、しかるべき様々な支払い、第三条に基づく公共のためのラジオ・テレビ放送事業開発基金、及び国家教育基本法に基づく教育のための技術開発基金への納入金を差し引いた時、その余りは政府収入として納入する。

コーソーチャー事務局の収入が、コーソーチャー及びコーソーチャー事務局の業務のための支出、しかるべき様々な支払いに足りず、かつ他の源泉から手当てできない場合、国はコーソーチャー事務局に必要なだけ国家予算を配分する。

第四一条

コーソーチャー事務局への国家予算配分のために、コーソーチャー事務局は、年次予算法案または補正予算法案においてコーソーチャー事務局への一般補助金を配分する目的から、内閣に予算年の支出予算計画を提出する。ここにおいて内閣はコーソーチャー事務局への予算配分に係る所見を年次予算法案または補正予算法案の趣意書に盛り込む。下院議会または上院議会は年次予算法案または補正予算法案の審議において、コーソーチャー事務局長を召喚し陳述させることができる。

第四二条

コーソーチャー事務局は、国有財産法に基づく国有財産またはその他の財産であるコーソーチャー事務局の資産を管理、監督、保管、使用し、利得追及する権限を有する。このときコーソーチャーが規定した規則に従う。

コーソーチャー事務局の資産は訴訟の対象とはならない。

第四三条

コーソーチャー事務局が購入した、収入と交換した、または寄付された不動産はコーソーチャー事務局に所有権がある。

第四四条

コーソーチャー事務局の会計は国際基準、コーソーチャー規定の様式・方法に基づき作成し、財務、会計、資材調達についての内部監査を用意しなければならない。コーソーチャーに対し年一回以上、監査報告を提出しなければならない。

内部監査はコーソーチャー事務局内に担当者を置き、コーソーチャーが規定した規則に従い監査役としての職務を行い、コーソーチャーに対し責任を負わせる。

第四五条

コーソーチャー事務局は貸借対照表、現金出納書、業務帳簿を会計期末日から一二〇日以内に会計監査人に送付する。

国家会計検査院が毎年の会計監査人となり、コーソーチャー事務局の現金及び資産の支出結果を評価し、その支出が目的に沿い、節約され、目標に沿ったものであるかを分析した上で業績報告をコーソーチャー、内閣、国会に提出する。

コーソーチャー事務局は憲法付属法の国家会計検査法に基づき検査を受ける機関とする。

第二章

遠隔通信事業監督機関

第一節

国家遠隔通信事業委員会

第四六条

国王が上院議会の助言に基づき任命する一人の委員長と六人の委員からなる国家遠隔通信事業委員会、略称「コートーチャー」を設置する。

コートーチャー事務局長をコートーチャー書記とする。

第四七条

委員は遠隔通信事業、または遠隔通信事業に益する関係技術、教育、宗教、文化、経済、安全保障、慣習法、地方行事において知識理解及び専門性または経験があることを示す実績または業績を有する者でなければならない。

第四八条

委員は第八条に基づく資格があり、かつ禁止状態にあってはならない。

第四九条

委員の任命にあたっては、委員に指名するのに適当な人物を選出する義務を有し、以下の者から一七人で構成される選出委員会を一委員会設置する。

(一) 国防省代表、文部省代表、運輸通信省代表、商業省代表、国家安全保障会議事務局代表。

(二) 国立高等教育機関の通信学を教える常勤教員団及び法人格を有し、学士過程で当該学科のある民間の高等教育機関の常勤教員団が互選する一機関につき一人の合計四人。

(三) 法人である遠隔通信、コンピュータ、技術、マスコミ、電子事業における協会代表が一協会につき一人ずつ互選する四人。

(四) 遠隔通信面または遠隔通信サービス使用における消費者保護の目的を有し、非営利の法人である民間機関代表が一機関につき一人ずつ互選する四人。

選出委員会委員は委員として指名を受ける権利がない。

選出委員会は一人の委員を委員長に、別の一人の委員を書記に選出する。

コート・チョー事務局は委員の選出にあたって事務を司る。

第五〇条

委員の選出、任免方法、コート・チョーの職務遂行に、第一〇条、第一一条、第一二条、第一三条、第一四条、第一五条、第一六条、第一七条、第一八条、第一九条、第二〇条、第二一条、第二二条、第二四条、第二五条の規定を準用する。

第五一条

コート・チョーは以下の権限を有する。

(一) 憲法及び国家周波数管理・周波数規定表計画大綱の規定に沿って遠隔通信事業及び電波図計画の方針を定め、計画大綱を策定する。

(二) 遠隔通信事業の様態及び種類を規定する。

(三) 遠隔通信事業のための周波数使用の許可を検討し、監督する。

(四) 遠隔通信事業の許可を検討し、監督する。

(五) 許可に係る原則・方法、条件、または(三)(四)に基づく許可手数料、遠隔通信事業監督を規定する。

(六) 遠隔通信事業において使用される設備技術面での基準・形態を規定する。

(七) 遠隔通信事業におけるネットワーク化の原則・方法を規定する。

(八) 遠隔通信におけるサービス利用者、サービス提供者双方にとって、またはサービス提供者間の公正な手数料及びサービス料率、ネットワーク接続料率の構造を規定する。

- (九)遠隔通信番号表を作成し、事業者に通信番号の使用を許可する。
- (一〇)消費者保護及び消費者からの苦情受付に係る原則・方法を規定する。
- (一一)遠隔通信における人のプライバシー、自由の保護のための基準を規定する。
- (一二)遠隔通信事業の営業における保護の原則・方法、権利を規定する。
- (一三)遠隔通信事業における競争において独占行為または不正の防止のために基準を規定する。
- (一四)遠隔通信事業者と関連事業間における自由で公正な競争をもたらす、全国にくまなく遠隔通信事業を拡大するための基準を規定する。
- (一五)遠隔通信及び情報伝達技術面における研修、人材開発を振興する。
- (一六)遠隔通信、情報伝達技術、通信産業、関連産業の研究開発を振興する。
- (一七)コートーチャー事務局の設置、人事、予算、財務、その他の業務に係る規則を制定する。
- (一八)コートーチャー事務局の支出予算、及び第五二条に基づく基金納入金を許可する。
- (一九)内閣、下院議会、上院議会に年に少なくとも一回提出し、一般公開するコートーチャーの業績報告書を作成する。
- (二〇)国内及び国際遠隔通信事業に係る意見または助言、遠隔通信事業に係る法律の制定、改正、廃止を内閣に具申する。
- (二一)この法令またはその他の法令がコートーチャーの権限であると規定したところに基づくその他の職務遂行。
- 第一段落に基づく権限の執行に益するためコートーチャーは規則、規約、布告、命令、規定を制定する権限を有する。
- 規則、規約、布告、命令、規定は官報告示時に一般に適用することができる。
- (二)(三)(四)(五)(六)(七)(八)(九)(一〇)(一一)(一二)(一三)(一四)に基づく執行は、この法令で特に規定されている場合を除き、遠隔通信事業法に従わなければならない。

第五二条

周波数使用許可書、遠隔通信事業営業許可書の発行原則の規定及び審査は、とくに第二五条に規定された公共の利益を考慮する。

コートーチャーは第一段落に基づく許可書手数料を規定する権限を有する。コートーチャーは、コートーチャーに対し自身の事業が公共の利益のためで事業上の利益を追及しないことを示した許可書申請者に手数料を減免する。このときコートーチャーが規定した様式に従う。

コートーチャーは第二段落に基づく手数料の一部を、第五六条に基づく公共の利益のための通信事業開発基金、国家教育基本法に基づく教育技術開発基金に納入する。

第五三条

周波数使用許可書及び遠隔通信事業営業許可書は許可書取得者に与えられた権利であり、譲渡することはできない。

遠隔通信事業のために周波数使用許可書を取得した者は、自ら事業を営まなければならない。周波

電帯を割いて他者に遠隔通信事業を行わせる場合は、コトーチャーが規定した原則・方法に従う。

第五四条

遠隔通信事業における周波数使用、及び周波数使用監督はこの法令及び通信事業法または他の法令に従う。

遠隔通信事業のための周波数使用許可書取得者で、コトーチャーが規定した期限内にその周波数を使用した事業を営まなかった者、または目的を逸脱した事業に周波数を使用した者、周波数使用事業の条件に従わなかった者は、コトーチャーが是正のための解決をはかる、またはコトーチャーが規定した原則・方法、あるいは法令の規定に基づき周波数使用を返還するよう命じる。

第五五条

遠隔通信事業の営業、及び当該事業の監督はこの法令及び通信事業法に従う。

遠隔通信事業の営業許可書取得者で、コトーチャーが規定した期限内にその事業を営まなかった者、または目的を逸脱した事業を営んだ者、事業条件に従わなかった者は、コトーチャーが是正のための解決をはかる、またはコトーチャーが規定した原則・方法、あるいは法令の規定に基づき許可書を使用停止または返還するよう命じる。

第五六条

コトーチャー事務局内に公共の利益のためのすべての通信事業、通信事業の研究開発、通信事業における人材開発を支援する目的を有し、以下から構成される「公共の利益のための通信事業開発基金」と呼ぶ一つの基金を設置する。

- (一) 政府が割り当てる初期資本。
- (二) コトーチャーが第五二条に基づき納入する手数料。
- (三) 基金納入のために何らかの者が差し出した金銭及び資産。
- (四) 基金の利得及び収入、通信事業における研究開発より生じた報酬からの利益。
- (五) 基金のものとなったその他の金銭及び資産。

基金の運用及び基金の目的に沿った業務支援のための資金配分はコトーチャーが規定した原則・方法に従う。

第二節

国家遠隔通信事業委員会事務局

第五七条

略称を「コトーチャー事務局」と呼ぶ、法人である政府機関でコトーチャー委員長の監督下に置かれる国家遠隔通信事業委員会事務局を設置する。

コトーチャー事務局の業務は、労働保護法、労働関係法、社会保障法、補償基金法の適用下には

置かれない。

第五八条

コートーチャー事務局はコートーチャーの一般職務に係る権限とともに以下の権限を有する。

- (一) コートーチャーの事務業務。
- (二) 法令またはコートーチャーの規定に基づく種々の手数料の受け取り。
- (三) 通信事業に係る苦情をコートーチャーに取り次ぐための受理。
- (四) コートーチャーの職務に益する通信事業に係るデータ、通信事業サービス需要予測、各地区でのサービス利用者数、及びその他のデータの調査分析と、当該データに係る支援及び提言。
- (五) コートーチャーが委託したその他の業務。

第五九条

コートーチャー事務局の運営監督、コートーチャー事務局長の任免、コートーチャー事務局長、職員、雇員の職務遂行に第三四条、第三五条、第三六条、第三七条、第三八条、第三九条の規定を準用する。

第六〇条

コートーチャー事務局の収入は以下からなる。

- (一) コートーチャー及びコートーチャー事務局の権限に基づく執行により得た収入または利得。
 - (二) コートーチャー事務局の資産から得た収入。
 - (三) コートーチャー事務局の業務に使用するため、コートーチャーが規定した規則に従い寄付者がコートーチャー事務局に寄付した金銭及び財産。
 - (四) 政府が配分した一般補助金。
- (一)に基づくコートーチャー事務局の収入は、コートーチャー及びコートーチャー事務局の業務のための支出、しかるべき様々な支払い、第五六条に基づく公共の利益のための通信事業開発基金、及び国家教育基本法に基づく教育技術開発基金への納入金を差し引いた時、その余りは政府収入として納入する。

コートーチャー事務局の収入が、コートーチャー及びコートーチャー事務局の業務のための支出、しかるべき様々な支払いに足りず、かつ他の源泉から手当てできない場合、国はコートーチャー事務局に必要なだけ国家予算を配分する。

第六一条

コートーチャーへの国家予算配分、または資産運用、会計、監査、業務評価に第四一条、第四二条、第四三条、第四四条、第四五条の規定を準用する。

第三章

周波数運営

第六二条

国家ラジオ・テレビ放送事業委員会委員、国家遠隔通信事業委員会委員からなる合同委員会を設け、周波数運営の職務を担わせる。

合同委員会は会議により一人を委員を互選し委員長とする。

コートーチョー事務局長を合同委員会書記とする。

第六三条

合同委員会は以下の権限を有する。

- (一) 憲法の規定に沿って政策を策定し、周波数運営計画大綱を起草する。
- (二) 国家周波数表を作成する。
- (三) ラジオ・テレビ事業及び電波通信事業間の周波数配分を規定する。
- (四) ラジオ事業、テレビ事業、通信事業の形態、種類の規定に係る判定を行う。
- (五) 良質かつ同業種間及び異種業種間での相互妨害が発生しないための周波数使用原則を規定する。
- (六) 相互妨害のある周波数使用問題を解決するために周波数使用の調査結果に判断を下す。
- (七) 国内及び国際周波数運営に係る調整を行う。
- (八) 良質な周波数使用における技術の研究開発を振興、支援する。
- (九) 合同委員会の業績報告を作成し、年に一回以上、内閣、下院議会、上院議会に提出すると共に公衆に公開する。
- (一〇) 国際機関、外国政府・機関と周波数運営、ラジオ事業、テレビ事業、通信事業面で政府の行政機関としての立場で国際連絡を執り行なう。
- (一一) この法令または他の法令で合同委員会の権限として規定されたところに基づくその他の執行。

第一段落に基づく権限の執行に資するため合同委員会は規則、規約、告示、命令、規定を定める権限を有する。

一般に施行する一連の規則、規約、告示、命令、規定は官報告示をもって施行することができる。

第六四条

周波数運営計画大綱の策定においては、少なくともタイ国が使用することのできる全周波数規定表に係る詳細、国際間の周波数に係る遂行指針、ラジオ・テレビ放送事業、通信事業、その他周波数運営に係る事業で使用が規定された周波数に係る詳細がなければならない。

第一段落に基づく周波数運営計画大綱はラジオ放送事業、テレビ放送事業、通信事業における事業遂行の指針として使用される。

合同委員会は第一段落に基づく周波数運営計画大綱に沿った業績を評価し、良質な周波数運営及

び常時変化する事実と整合させるため当該計画大綱を改定しなければならない。

周波数運営計画大綱の策定において、合同委員会は審議データとするため公衆及び周波数使用事業者、政府機関の意見を聴取する。このとき合同委員会が規定した原則・方法に従う。

周波数運営計画大綱は官報で告示しなければならない。

第六五条

合同委員会の会議は、国家ラジオ・テレビ放送事業委員会委員及び国家遠隔通信事業委員会委員全委員の半数以上の委員の出席をもって成立する。

委員長を会議の議長とする。もし委員長がいない、または委員長が会議に出席できない、あるいは職務を果たすことができないときは、会議に出席した委員が一人の委員を互選し、議長とする。

合同委員会または委員の会議、決議、職務遂行の方法は、合同委員会が規定した規則に従う。

会議において、ある委員の利害に係る件について審議するとき、その委員は会議に参加する権利がない。ただしその利害が国家ラジオ・テレビ放送事業委員会委員または国家遠隔通信事業委員会委員としてのものである場合はその限りではない。

合同委員会は職務遂行に際して、ある一人の委員または複数の委員に合同委員会の権限に基づく職務を委任し、合同委員会に報告させる、または委任に基づく執行を行わせることができる。

第六六条

合同委員会の権限に基づく執行に資するため、コーソーチャー事務局、コートーチャー事務局は合同委員会の要請に基づきデータを提出する、または合同で業務を行う。

コートーチャー事務局は合同委員会の事務局としての職務を行い、以下の権限を有する。

- (一) 合同委員会の事務業務。
- (二) 周波数使用の調査。
- (三) ラジオ・テレビ放送事業、通信事業における周波数使用に係る苦情を受理し、合同委員会に取り次ぐ。
- (四) 周波数及びラジオ・テレビ放送事業、通信事業における周波数使用、周波数需要予測に係るデータ、合同委員会の職務に益するその他のデータの収集分析と、当該データに係る支援及び提言。
- (五) 合同委員会が委託したその他の執行。

第六七条

周波数使用の調査結果についての考査があり、相互妨害を生じさせる形態での周波数使用がある、または目的を逸脱した周波数使用がある、許可を得た事業条件に従っていないことが判明した時、合同委員会はケースごとにそれぞれの権限に従った執行のためにコーソーチャー、コートーチャーに通告する。

第六八条

第二〇条、第二一条の規定内容を合同委員会の職務遂行にも準用する。

第六九条

委員は勅令で規定されたところに従い、会議に出席することに会議手当ての報酬を受け取る。

委員及び第六八条に基づく小委員会委員の職務遂行における報酬及び費用は合同委員会の規定に従う。

第四章

業績検査・評価

第七〇条

コーソーチャー事務局及びコーソーチャー事務局長、またはコートーチャー事務局及びコートーチャー事務局長の業績・運営検査及び評価のために、委員長と二人以上四人以下の委員からなるコーソーチャー事務局業績監督評価委員会またはコートーチャー事務局業績監督評価委員会を設置する。委員会はコーソーチャー委員、コーソーチャー事務局長、コーソーチャー事務局の職員・雇員、またはコートーチャー委員、コートーチャー事務局長、コートーチャー事務局の職員・雇員でない人物で、かつコーソーチャーまたはコートーチャーが規定した資格規定、禁止様態に合致した人物からなる。

業績監督評価委員会委員の任期は一期二年とし、再任されることができる。

会議及び決議の方法はコーソーチャーまたはコートーチャーが規定したところに従う。

業績監督評価委員会委員の職務遂行における報酬及びその他費用はコーソーチャーまたはコートーチャーが規定したところに従う。

第七一条

業績監督評価委員会委員は第七〇条に基づく任期切れに伴う退任のほか、以下のとき退任する。

- (一) 死亡した。
- (二) 辞任した。
- (三) 無能力者または準無能力者となった。
- (四) 破産者となった。
- (五) 確定判決で禁固刑を受けた。
- (六) 第七〇条に基づく資格を欠いた、または禁止様態にある。
- (七) 著しい能力欠如、背任、または職務遂行不能を理由に、コーソーチャーまたはコートーチャーが全委員の三分の二以上の賛成によって解任を決議した。

第七二条

業績監督評価委員会は以下の権限を有する。

(一)業績評価のためにコーソーチャー事務局またはコートーチャー事務局の職務遂行に係る広範な意見を聴取し、コーソーチャー事務局及びコーソーチャー事務局長、またはコートーチャー事務局及びコートーチャー事務局長の業務、運営を監督、検査、評価する。

(二)監督、検査、評価結果報告を六か月ごとにコーソーチャーまたはコートーチャーに提出する。

(三)業績評価をまとめ年次報告としコーソーチャーまたはコートーチャーに提出する。

第五章

政府・国会との関係

第七三条

タイ王国政府と外国政府または国際機関との間で周波数運営、ラジオ放送事業、テレビ放送事業、通信事業、またはその他の関係事業に係る交渉または合意形成がある場合は、コーソーチャー、コートーチャー、コーソーチャー事務局、コートーチャー事務局が政府の政策に沿ってデータを提供し、協力する。

コーソーチャー事務局及びコートーチャー事務局は、合同委員会の規定に基づき、第一段落に基づく国際間の周波数、ラジオ放送事業、テレビ放送事業、通信事業の運営を監督する。

第七四条

コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会はそれぞれ、職務についての計画及び業績、周波数運営、周波数配分、ラジオ・テレビ事業、通信事業に係る詳細を示した周波数、ラジオ・テレビ放送事業、通信事業の運営、年次業績報告を作成し、暦年末から三か月以内に内閣及び国会に提出する。

内閣総理大臣、下院議会、上院議会はコーソーチャー委員または事務局長、コートーチャー委員または事務局長に対し、文書で業務を説明させる、または出頭し証言させることができる。

付則(経過規定)

第七五条

第一期目の委員の選出はこの法令が施行となった日から一二〇日以内に終了する。当該期日は国会会期中の期日とする。

総理府次官室が第一段落に基づく委員の選出において事務を司る。

第七六条

この法令が施行された日にすでに周波数の配分を受けていた、または周波数を使用している官公庁、国営企業、政府機関、人は、コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会がそれぞれ規定した原則・期間に基づき、配分を受けた周波数または周波数使用の詳細を提出する義務を有する。

広報局、電報電信局、及び周波数配分、事業許可、監督、管理において義務を有するその他の政府

機関は、周波数及びラジオ・テレビ放送事業、通信事業に係るデータを、コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会がそれぞれ規定した原則・期間に基づき、コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会に送付する。

第七七条

第七八条、第八一条、第八二条、第八三条、第八五条、第八六条の規定内容は、委員長及び委員の国王任命があった日から三〇日が経過した時に適用する。

第七八条

周波数運営、周波数配分、ラジオ・テレビ法、電波通信法、電報・電話法、その他関連法に基づくラジオ・テレビ放送事業、通信事業の許可・監督・管理に係る内閣総理大臣、大臣、広報局長、電報電信局長、またはその他の政府係官の権限は、それぞれコーソーチャー、コートーチャー、合同委員会の権限とする。

ラジオ・テレビ法の適用下に置かれていない政府機関またはその他の法人のラジオ・テレビ放送事業は、当該政府機関または法人から事業権を取得した、または契約許可を取得した者も含め、コーソーチャーの監督下に置かれ、この法令、その他の法令、コーソーチャーの規定に従わなければならない。

電波通信法の適用下に置かれていない政府機関またはその他の法人の電波通信事業は、当該政府機関または法人から事業権を取得した、または契約許可を取得した者も含め、コートーチャーの監督下に置かれ、この法令、その他の法令、コートーチャーの規定に従わなければならない。

タイ・マスコミ公団、タイ電話公団、及びその他の法人の遠隔通信事業は、当該機関または法人から事業権を取得した、または契約許可を取得した者も含め、コートーチャーの監督下に置かれ、この法令、その他の法令、コートーチャーの規定に従わなければならない。

第七九条

ラジオ・テレビ放送事業法または通信事業法がまだない間、第二三条第四段落に基づくコーソーチャーの権限、第五一条第四段落に基づくコートーチャーの権限は、この法令または他の法令に規定がない場合、コーソーチャー、コートーチャーはこの法令に基づく執行のために規約を規定する権限を有する。

第一段落に基づくコーソーチャー、コートーチャーの規約は官報告示をもって施行される。

第八〇条

コーソーチャー、コートーチャーの選出任命の初期において、まだ手続きが終了していない間は、周波数運営、周波数配分、ラジオ・テレビ法、電波通信法、電報・電話法、その他関連法に基づくラジオ・テレビ放送事業、通信事業の許可・監督・管理に係る内閣総理大臣、大臣、広報局長、電報電信局長、またはその他の政府係官が、第七七条に基づき期限が切れる日まで法律規定に基づく権限を有する。ただしその間、周波数配分、営業許可書の発行、事業許可をすることはできない。

第八一条

この法令に基づくコーソーチャー、コートーチャー、合同委員会の職務遂行のため、当初、コーソーチャー、コートーチャーは内閣総理大臣に対し、官公庁、国営企業、その他の政府機関の公務員、職員、雇員をして、規定された期間内に臨時的に、コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会の職務遂行を支援させることを命じるよう要請できる。

第一段落に基づく官公庁、国営企業、政府機関の公務員、職員、雇員は元の所属にあるが、委員長の指揮下に置かれる。このときコーソーチャー、コートーチャー、合同委員会が規定した職務遂行原則に従う。

第八二条

運輸通信省電報電信局の事業、資産、権利、義務、債務、予算はコートーチャー事務局に移管する。ただし郵便事業と受給者のいる月給、賃金については運輸通信省次官室に移管する。

第一段落に基づく権利は国有物、国有資産の使用権も含む。

第八三条

第八四条の適用下に、第七七条に基づく期限が切れた日にその地位にある運輸通信省電報電信局の公務員または雇員は、運輸通信省次官室の公務員または雇員とし、コートーチャー事務局で任務遂行する。当該任務遂行は運輸通信省次官室の公務員としての任務遂行と見なす。

第一段落に基づき任務遂行する公務員または雇員は、コートーチャー事務局内での地位に就くまで以前と同じ月給、賃金、権利、様々な益得を受け取る。またコートーチャー事務局内での地位に就いても、以前より低い水準での月給、賃金であってはならない。

第八四条

第八三条に基づく公務員及び雇員で、コートーチャー事務局の職員または雇員に自発的に転籍する者は、第七七条に基づく期限が切れた日から六〇日以内に上司に転出願を出す。当該期間中に転出願を出さなかった者は運輸通信省次官室での職務遂行に戻る。

第一段落に基づくコートーチャー事務局の地位への公務員、雇員の採用、任命は、コートーチャーが規定した能力、資格、月給または賃金に沿って行う。

コートーチャー事務局の職員、雇員に採用、任命された第二段落に基づく運輸通信省次官室の公務員、雇員の月給及び定期賃金予算金は、採用及び任命された日からコートーチャー事務局に移管される。

この章に基づく公務員の採用、任命は公務員年金・退職金法に基づく地位廃止による退官とみなす。

この章に基づく雇員の採用、任命は地位が廃止された、または罪過なしに解任されたことによる退職とみなし、雇員の退職金に関する大蔵省規定に基づき退職金を受け取ることができる。

第八五条

総理府広報局の国家ラジオ・テレビ放送事業委員会に係る部署の事業、資産、権利、義務、債務、予算はコートーチャー事務局に移管する。ただし受給者のいる月給、賃金については総理府広報局に移管する。

第八六条

第八七条の適用下に、第七七条に基づく期限が切れた日にその地位にある総理府広報局の国家ラジオ・テレビ放送事業委員会に係る部署の公務員または雇員は、総理府広報局の公務員または雇員とし、コートーチャー事務局で任務遂行する。当該任務遂行は総理府広報局の公務員としての任務遂行と見なす。

第一段落に基づき任務遂行する公務員または雇員は、コートーチャー事務局内での地位に就くまで以前と同じ月給、賃金、権利、様々な益得を受け取る。またコートーチャー事務局内での地位に就いても、以前より低い水準での月給、賃金であってはならない。

第八七条

第八六条に基づく公務員、雇員で、コーソーチャー事務局の職員、雇員に移籍を希望する者は、第七七条に基づく期限が切れた日から六〇日以内に上司に転籍願いを提出する。当該期間中に転籍願いを提出しなかった者は、総理府広報局に戻り職務遂行に就く。

第一段落に基づき公務員、雇員のコーソーチャー事務局への採用、任命は、コーソーチャーが規定した能力、資格、月給、賃金に従う。

第二段落に基づきコーソーチャー事務局の職員、雇員に採用、任命された国家ラジオ・テレビ放送事業委員会、総理府広報局の公務員、雇員の月給、賃金の予算金は、採用、任命があった日からコーソーチャー事務局に移管される。

国家ラジオ・テレビ放送事業委員会、総理府広報局の公務員、雇員のコーソーチャー事務局の職員、雇員への採用、任命に第八四条第四段落と第五段落の内容規定を準用する。

第八八条

コーソーチャー事務局、コートーチャー事務局への予算配分は当初、コーソーチャー、コートーチャー、合同委員会がそれぞれ自らの業務計画とコーソーチャー事務局、コートーチャー事務局の運営計画を策定し、歳出予算から助成を受けるために内閣に提出する。

内閣は必要に応じてコーソーチャー、コートーチャー、合同委員会の計画に沿った業務への助成金とするため予算配分を検討する。